

氏名	飯淵 康一
授与学位	工学博士
学位授与年月日	昭和 60 年 10 月 9 日
学位授与の根拠法規	学位規則第 5 条第 2 項
最終学歴	昭和 47 年 3 月 東北大学大学院工学研究科建築学専攻 修士課程修了
学位論文題目	空間秩序からみた平安期貴族住宅の研究
論文審査委員	東北大学教授 佐藤 巧 東北大学教授 篠 和夫 東北大学教授 和泉 正哲

論文内容要旨

序章

我国住宅史研究の大きな課題の 1 つは、依然として貴族住宅から武士住宅への移行過程の解明にあるという事が出来よう。

本研究は、この流れを合理的に解釈することを最終的な目的とするものであるが、主として、平安期貴族住宅の観点からこの一端を究明しようとしたものである。

平安期貴族住宅は、その典型的像、構成要素の成立時期、祖型の考定、すなわち変遷過程の解明、貴族住宅と儀式空間との対応関係、すなわち貴族住宅に於ける古代的儀式空間の特質の解明の過程を経てはじめて変遷の要因の究明に取り組む事が可能となり、その全体像が明らかにされる。また、武士住宅への移行過程という観点からは、近世的特質である対面空間の萌芽および格式空間への昇殿口の発生過程を明らかにする必要があろう。

本論文では、これらの究明にあたり、空間秩序なる概念を導入した。研究を進めるに従い、この概念は、平安期から近世にかけての我国の住宅の歴史を合理的に解明しうる大きな指標の 1 つとなりうることを確認した。

本論文は 7 章により構成されている。

第1章 平安宮内裏の空間秩序

1節では、大極殿、豊樂殿、紫宸殿、清涼殿で行われた儀式の空間構造を明らかにしている。大極殿での即位式、朝賀は、ほとんど左右対称と考えて良い人的配置のもとに行われたが、それ以外の儀式は、左右非対称的空間構造のもとに行われた。紫宸殿での儀式を代表する節会をみると、殿上の王卿の座は、天皇の東側に西が上位となる様に配置された。また、東門は、西門に対し儀式時の主要な門として使われている。

2節に於ては、大内裏宮城門および内裏門の用法を明らかにし、特に行幸例を分析することにより内裏の空間秩序を解明した。即ち、内裏は2重、3重に囲まれていただけではなく、質的にも異った同心円的秩序を有していた。然しながら、東西諸門の用法を比較すると、西門に対して東門の用例が圧倒的多数を占め、東門の重要性が指摘できる。

即ち、この章に於ては、内裏は同心円的空間秩序と同時に、紫宸殿の天皇に向って、西上の秩序が成立している事を明らかにした。

第2章 平安期貴族住宅の規模の変遷

1節では、東西対屋の梁行規模に着目し、貴族住宅の規模の変遷を明らかにした。“如法一町家”については諸説があり、その具体的規模が明らかではなかったが、三條烏丸殿をとり上げてみると、東西対屋共に立派な規模を有し、左右対称型と見做す事が出来た。また、道長時代の住宅は、東西対屋共に、4～5間の梁行規模を有していた。平安前期の住宅については、片方の対屋の規模のみ推定されたが、その梁行は4間程度であった。上の結果よりすれば、残った一方の対屋も同規模であったことが容易に推測される。

2節では、中門廊・渡殿などの発生時期を古記録により明らかにしている。

即ち、この章では、貴族住宅の典型は左右対称型と見做しうるが、この基本型は古く遡る事が可能な事、しかしながら、諸構成要素に着目すると、これらは当初から完成していたものではなく、徐々に形を整えてきたものであることを解明した。

第3章 平安期貴族住宅に於ける空間秩序

1節では、平安期の代表的貴族住宅たる東三條殿、2節では“如法一町家”とされる三條烏丸殿をとり上げ、第1章で得られた儀式の秩序の概念をもとに、古代的儀式空間の特質を究明した。3節では、寝殿および対屋での儀式空間についての史的な検討を行っている。

貴族住宅に於ては、寝殿のみならず、東西対屋も儀式空間として用いられる。寝殿に於ても、対屋に於ても、儀式空間は柔軟に展開されていた。寝殿での例として大饗をとり上げてみると、同一邸に於ても儀式の秩序の方向が逆転する場合があり、この向きが必ずしも固定しているわけではない。また対屋についてみると、例えば臨時客に於ける公卿座、殿上人座の配置方式は必ずしも固定的に捉えられていて、また、この方式に史的な変遷傾向を認めることも出来ない。さらに、平安末には、本来対屋で行われるべき臨時客等が寝殿で行われている。しかしながら、寝殿、対屋、いずれに於ても、庇に対する母屋、入口（中門）に近い部分に対する遠い部分の空間的優位性は成立し

ていた。

東三條殿、三條烏丸殿、大炊殿について、東西両門の用法上に於ける性格の相違点をみると、東門は、東対で行われた儀式、行事に参加する人々、あるいは、この対屋を御所とする人物が用い、西門は、西対屋もしくは、寝殿より西方の施設に関する人々が用いている。また、寝殿に係る場合は、東門または西門が用いられている。

第4章 里内裏時に於ける貴族住宅の空間秩序

1節では、里内裏のうち、特に内裏を模して造営された内裏様式の里内裏をとり上げ、南殿で行われた儀式の秩序の方向に検討を加えた。これら里内裏の南殿および清涼殿の配置方式(位置関係)は、内裏に倣ったものであったが、南殿での秩序の方向は必ずしもこれに倣わず、この向きが途中で東西入れ替ってしまった例さえ存している。

2節では、貴族住宅をそのまま里内裏として用いたものについて扱っている。通常は、寝殿が南殿に、東または西対屋が清涼殿として用いられるが、同一邸に於ても、時に、寝殿が南殿代として、あるいは清涼殿代として用いられる例があり、そこでの儀式の秩序の方向もそれに伴い変化している。平安末期の小規模な住宅に於ては、寝殿で南殿・清涼殿を兼ねる例がみられるが、この場合は寝殿での儀式の秩序の方向は一方に固定している。

3節では、従来全く明らかにされなかった里内裏の周囲の空間をとり上げ、ここに大内裏に相当する領域が存在することを明らかにした。大内裏宮城門に相当するものとして、1町先に陣口が設けられ、従って、3町四方の、陣中と呼ばれる領域が存在していた。陣口のなかでも、陽明門代と呼ばれる陣口は、貴族の正式の参内口として特に重要視されていた。この位置は、その邸の礼向きと密接な関係を示している。

4節では、東西両門の用法を史的に検討している。行幸例に着目すると、東西両門の間に軽重はみられるものの、原則として両門共に用いられていた。しかしながら、平安末期になると、一方の門のみが用いられる様になる。

第3章、4章で明らかにされたのは、平安期貴族住宅に於ては、寝殿、対屋がそれぞれ独自の儀式秩序空間を形成していたという事、しかしながら、平安末期になり、左右非対称的住宅が出現すると、寝殿での儀式秩序の方向が一方に限定され、新たな秩序空間が成立するという事である。

第5章 平安期貴族住宅に於ける「礼」と「晴」

1節では、中世住宅史を理解する上で、大きな指標とされてきた「礼」「晴」の概念を、平安期貴族住宅の立場から見直している。これら両概念は同義とされ、しかも、貴族住宅の左右非対称性と結びつくとされてきた定説に対し、「晴」とは儀式の行われる空間領域であり、「礼」とは実は、その場に於て成立する儀式の秩序を示す概念であることを明らかにした。従って、「礼」と「晴」とは異なる概念であり、また、貴族住宅の左右非対称性とも無関係である。さらに、中世住宅に於て、この両概念は同義と見做される様になるが、この混同化の過程をも解明した。

2節では、大饗と臨時客をとり上げ、「礼」概念が、儀式時の行動様式をも規制している事を明

らかにしている。

3節では、寝殿に於て成立し、屢々、邸のものと見做される「礼」の向きの決定要因につき、考え得るものに関して、具体例をあげて明らかにした。「礼」向きは、方一町の様に、東西両方に門を持つ場合には、必ずしも固定するものではなかったが、1／4町など東西一方しか正門のない狭小敷地に於ては、その向きは必然的に決定される。

付節では、中国唐代の儀式をとり上げている。中国の公式儀礼の特質は、左右対称的空間構造のもとに行われるという点にある。我国の元日節会に相当する元正會に於ても、朝賀の行われた大極殿をそのまま用い、左右対称的空間構造のもとに行われていた。我国の節会の方式は、中国のものと異っている事が知られた。

第6章 貴族住宅の祖型および変遷

1節では、貴族住宅の祖型は、中国住宅あるいは、より具体的には内裏の紫宸殿を中心とした一画に求められるとする説に対し、東西対屋の梁行規模より推すと、仁寿殿を中心とした一画に求めざるを得ない事を示した。「拾芥抄」他の古記録の記述が、この説の妥当性を証明している。

2節では、前節の結果および、里内裏時の用法により、中門廊の祖型は、宜陽殿、春興殿、校書殿、安福殿に求めうることを示した。また、東西対屋の南広庇は、清涼殿の東弘庇に倣ったものとして、東西孫庇は、内出居すなわち、秩序的対面空間の萌芽として理解することが出来た。

3節では、平安末期にみられる左右非対称型の貴族住宅の発生について、貴族住宅を生活空間として捉えなおすことにより、その大きな要因を、婚姻制の変化に求めうることを明らかにした。招婿婚より経営所婚に変化するのに伴い、貴族住宅は単婚家族のための生活の場となり、今まで娘夫婦のための空間であった「礼」向きと反対側の対屋の存在意義が消滅することを指摘した。

この章で明らかにされたのは、平安期貴族住宅の基本的形態は内裏を手本とし成立してきたという事である。しかしながら、平安末期の大きな変貌は、むしろ、生活上の要因によって引きおこされた事を示している。

第7章 貴族住宅にみる武士住宅の萌芽

1節では、「出居」「公卿座」の性質および、両者の相関々係を明らかにした。出居は、主人公の御所に属した空間であり、母屋に対する庇の意と考えられる。用途により外出居と内出居とに分けられるが、内出居は外出居に対し、より内向きの接客、対面が行われている。公卿座は、より公式的な接客空間として用いられ、外出居の流れを汲むものと考えられる。

2節では、貴族住宅の立場から、「色代」と「遠侍」の起源について解明を試みた。色代は殿上、遠侍は番衆所に求めうることが出来る。殿上および番衆所は、室町期に於て侍廊に設けられており、従って、色代および遠侍の起源は貴族住宅の侍廊に求めうことが出来る。また、中規模邸の遠侍の起源は廄侍にも求めうることを明らかにした。

色代、遠侍の考察は、「匠明」にみられる主殿が、平安期貴族住宅の寝殿より変遷してきたものとの推論を成立せしめるが、出居、公卿座の考察は、また同時に、この過程に対する会所の役割り

をも併せ考るべき事を示唆していよう。

結 び

各章で得られた結論を要約したものである。

審査結果の要旨

我国住宅史研究に於ける課題の一つは、貴族住宅から武士住宅、即ち様式的には寝殿造から書院造に至る過程、及びその要因の解明にある。書院造については、従来その規模、構成、用法がかなり明らかにされつつあるが、寝殿造すなわち貴族住宅については、不明の点が多い。著者は、平安期の広範な貴族住宅を対象とし、貴族の日記、儀式書等の古記録及び発掘調査結果等を用い、その規模、構成及び用法を明らかにすると共に、空間秩序なる新たな概念を提示し、その変遷過程を統一的に解明した。本論文はその成果をまとめたもので、本文7章より成る。

第1章は、平安期貴族住宅の空間構成に大きな影響を与えたと思われる平安内裏の空間秩序を明らかにしたもので、内裏は同心円的かつ、儀式時には西上位の秩序を有していた事を解明した。

第2章は、平安期貴族住宅の典型的規模及び構成を明らかにし、その成立過程について述べたものである。典型的貴族住宅は、左右対称型であること、そしてこの型は遅くも平安前期まで遡りうることを指摘している。

第3章は、第1章で得られた儀式の秩序の概念をもとに、貴族住宅の古代的儀式空間の特質について検討したもので、ここでは寝殿のみならず対屋も主要な儀式空間となりうること、また寝殿に於ては、西上位のみならず東上位の秩序も成立しうることを明らかにしている。

第4章では、特に貴族住宅の里内裏時の用法に着目し、その空間的特質を明らかにしている。前章での結果がここでも成立する事、また里内裏周囲には大内裏に相当する3町四方の領域が存在することを指摘している。

第5章は、従来の「礼」、「晴」の概念を、平安期貴族住宅の立場から見直したものである。「晴」とは、儀式領域を示し、「礼」とは、「晴」の領域に於ける儀式の秩序方向を示す概念であることを明らかにしている。これは、住宅史を理解する上で重要な知見である。

第6章では、前章までの結果をふまえ、貴族住宅の祖型及び左右非対称型住宅の発生要因について考察している。その祖型は、紫宸殿に求めていた従来の説に対し、仁寿殿を中心とした一画に求めうこと、また平安後期に東西対屋のいずれかを欠くのは婚姻制の変化によるところが大きい事を指摘している。

第7章では、平安期貴族住宅の「出居」、「公卿座」をとり上げ、そこにはすでに近世的対面空間の萌芽を見出しうることを明らかにし、他方武士住宅の「色代」、「遠侍」の起源は、貴族住宅の「侍廊」にすでに求められる事を明らかにしている。

以上要するに本論文は、平安期貴族住宅について、空間秩序の観点よりその規模、構成および変遷要因を解明し、空間的特質を明らかにしたもので、住宅史学及び建築計画学の発展に寄与するところが少なくない。

よって、本論文は工学博士の学位論文として合格と認める。